

一般社団法人小平市体育協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人小平市体育協会（以下「体育協会」という。）の充実・発展と社会体育の普及・振興に対し永年にわたって貢献した者、又は団体を表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 前条に規定する表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 一般表彰
- (3) 感謝状

(表彰の対象)

第3条 次の各号に該当し、功績顕著と認めたとき、体育協会が表彰する。

(1) 功労表彰は、次の審査基準を満たす者とする。

- ア 体育協会及び加盟団体の役員等をそれぞれに6年以上歴任し、かつ、小平市においてスポーツ・レクリエーション活動の指導と組織化等に10年以上の経験を有し、加盟団体の会長から推薦を受けた者
- イ 体育協会の役員等を10年以上歴任し、退職した者で功績顕著と認められた者
- ウ 体育協会加盟団体の会長として10年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者

(2) 一般表彰は、各大会において特に功績顕著と認め、加盟団体の会長から推薦を受け、次の審査基準を満たす者とする。

但し、教育委員会から表彰を受けている者及び団体は除く。

- ア 全国大会において優勝・準優勝
- イ 関東大会において優勝
- ウ 都民体育大会において優勝
- エ 市町村総合体育大会において優勝
- オ 前各号と同等の成績があると認められたもの

(3) 感謝状は、次のうちのいずれかに該当するものに対して行う。

- ア 体育協会役員等として、6年以上在職し退職した者で功績顕著と認められた者
- イ 体育協会加盟団体の役員等として10年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者
- ウ 社会体育の普及振興のため、永年にわたりスポーツ・レクリエーション活動の施設を提供した者
- エ 社会体育の普及・振興のため、体育協会に多額お金品を寄贈した者

(4) その他会長が必要と認めた者

2 同一理由で表彰を受けた者は対象にしないものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として、新年賀詞交歓会の場で行う。

(推薦の手続き)

第5条 体育協会加盟団体の会長は、第3条の規定に基づき、被表彰候補者又は団体推薦書を体育協会長に提出する。

2 候補者は表彰委員会において審査し、被表彰者として決定する。

3 表彰者又は団体には、表彰状、感謝状を贈る。

(表彰委員会)

第6条 表彰を公平且つ妥当に行うため、表彰委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会の委員は、一般社団法人小平市体育協会定款第25条の規定によって選任された理事及び監事をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、体育協会長がこれにあたる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代行する。

5 委員は、自己、配偶者、親族の表彰に関する議事に参加することはできない。

ただし、委員会の同意を得たときはこの限りではない。

6 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議決は、出席委員の過半数を必要とし、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務処理)

第7条 委員会に関する事務処理は、体育協会事務局がこれにあたる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年 4月1日付で施行する。
- 2 この規程は、平成23年 9月1日付で施行する。
- 3 この規程は、平成24年11月14日付で施行する。